

令和 7 年第 1 回 笠間市農業委員会総会会議録

令和 7 年 1 月 28 日 開会
令和 7 年 1 月 28 日 閉会

笠間市農業委員会

令和 7 年笠間市農業委員会第 1 回定例総会

〔令和 7 年 1 月 2 8 日〕

-
- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
日程第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 8 議案第 6 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
日程第 9 議案第 7 号 令和 7 年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について
日程第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 11 報告第 2 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名人の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画の決定について
日程第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
日程第 8 議案第 6 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
日程第 9 議案第 7 号 令和 7 年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について
日程第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
日程第 11 報告第 2 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
-

出席委員

2 番	高 野 尚 夫 君	1 1 番	鶴 田 英 樹 君
3 番	青 木 勝 照 君	1 2 番	長谷川 隆 君
4 番	石 川 馨 君	1 3 番	山 口 忠 栄 君
5 番	伊 藤 孝 洋 君	1 4 番	小 沼 祐 君
6 番	柳 橋 泰 君	1 5 番	込 山 祐 一 君
7 番	入 江 保 夫 君	1 7 番	佐 藤 清 章 君
8 番	長谷川 愛 子 君	1 8 番	田 山 悦 子 君
9 番	國 谷 博 隆 君	1 9 番	永 田 良 夫 君
1 0 番	菅 井 亘 君		

欠席委員

1 番	埴 博 光 君	1 6 番	大 橋 正 義 君
-----	---------	-------	-----------

出席説明員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	島 田 耕 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	廣 瀬 美 和 子 君
農 政 課 係 長	川 上 智 昭 君
農 政 課 主 事	根 本 和 稀 君

午後 1 時 3 0 分開会

開会の宣言

○議長（永田良夫君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから、令和 7 年第 1 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員 17 名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

本日は、公私ともどもお忙しい中、山口市長にお越しいただいております。御挨拶を頂きたいと思います。

山口市長、よろしくお願いいたします。

○市長（山口伸樹君） 皆さん、こんにちは。第 1 回の農業委員会の定例総会ということで、また、今年初めての総会ということで、御挨拶をさせていただきたいと思います。

新年がスタートしたと思いましたが、もう一月近くたつわけではありますが、旧年中は市の農業推進のために御尽力をいただきまして、大変ありがとうございました。また今年 1

年、御協力、御尽力のほどをよろしく願いを申し上げたいと思います。

とは申しまして、この任期で半数近い方が退任されるということで聞いております。まだ数か月ありますが、なかなかこういう機会もございません。今任期で退任される皆さまには、改めて大変お世話になりましたこと、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

農業の状況、特に去年は、米の値段が上がったということでございます。今、会長とも話していたのですが、政府が備蓄米を出すというような方向性も出てきたようでございます。今後、今年、来年、再来年と、米の値段がどういうふうになっていくのかというのは、農家の方々には大変注目しているところであるかと思いますが、正直どうなるかというのは分からないところもございます。

ただ、今、笠間市でも5地区で土地改良を行っております。最大の規模は、石井、来栖、稲田で70ヘクタールで、今年から本格的な工事に入っていくわけでございます。そういう観点から、米づくり、ブランド化、いろいろ状況をしっかり、また、国の動向を把握しながら、我々行政としても、農家の関係者と意思疎通をしっかりと取って進めていきたいなというふうに思っております。

併せて、農業関係では今オーガニック農業の推進を行っております。オーガニック農業というと、どこもかもオーガニック農業を推進するのかなというように話をされる方もいますが、市の考え方は、あくまでも16の学校給食の食材をオーガニックにするということでございまして、一般の農家の方がやる、やらないというのは、農家の方の判断にお任せするということであります。

北川根小学校、宍戸小学校、岩間第一小学校ということで、今、米飯の特別栽培米、オーガニック米の供給をしておりますが、全体的にはまだまだ全然足りない状況でございますし、また、食材の葉物についても、まだまだ足りない状況でございますので、そこは行政としてオーガニック栽培を進めていくというようなことでございます。

一般の方で取り組む方は、市場の原理に基づいて取組をしていただきたいと思いますし、もちろん市のほうでも、そういう方には御協力は進めていきたいなというふうに思っております。

笠間市にとって農業というのは、御案内のとおり、第一次産業で基幹的産業でございます。農業が元気があることが地域の元気にもつながっていくわけでございますので、そういう中での農業委員の皆さんの役割というものは大変大きなものがございます。

この令和6年度にも地域計画を作成していただいておりますし、令和7年度ではドローンの活用もスタートしていく予定だというような話も伺っているわけでございます。市のほうも併せて、スマート農業の推進にも努めていきたいと思っておりますが、役所が進めるのは、あくまでも、どうですかと、例えばスマート農業をやりませんか。私はスマート農業には関心がないと言えば、それはそれで結構だと思います。やはり関心がある方に

取り組んでいただく、そういう情報なり場を提供していくという、そういう考え方で今後
も進めてまいりたいと思っております。

改めて1年間よろしくお願いを申し上げ、御挨拶に代えさせていただきたいと思
います。また夕方には、懇親会のほうにも出席させていただきたいと思
います。今日はありがとうございます。

○議長（永田良夫君） ありがとうございます。

暫時休憩といたします。

午後1時36分休憩

午後1時38分再開

○議長（永田良夫君） 会議を再開いたします。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、17番佐藤清章委員、18番田山悦
子委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につ
いてを議題といたします。

番号の1について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（入江保夫君） 申請番号1につきまして御報告いたします。

1月23日、指名調査委員、譲受人と現地確認を行いました。申請場所、譲受人及び譲渡
人2名は議案書のとおりです。

有償での所有権の移転です。

申請理由は、譲渡人は遠方に居住しており耕作が困難なため、譲渡をしたい。譲受人は現在、栗を栽培しており、規模の拡大を図りたいとのことです。

申請場所は、福原田上農村集落センターの南側50メートル行った場所と、そこからさらに南へ30メートル行った栗畑です。1か所につきましては、約5アールの申請地なのですが、栗が老木し、雑木も生えているという状況です。これにつきましては、譲受人が整地をし、栗を栽培するとのことです。特段、栗の栽培に対して周囲の影響はないと見てまいりました。

申請書類も完備されており、許可相当と判断しましたので、御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2、3について、議席番号4番、11番委員より調査報告をお願いします。4番。

○4番（石川 馨君） 番号2番から3番について、調査の結果を報告いたします。

番号2番につきまして、1月24日、調査委員2名にて現地を調査してまいりました。関係者に対しましては、電話での確認を行っております。

申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、穴戸地区の清水寺というお寺より北に100メートル行った辺りであります。相続により取得した譲渡人が耕作ができないため、譲受人が売買にて所有権を得て規模を拡大するというものであります。許可後は水稻を作付する予定であり、機械等の所有もあり、耕作を目的としておりますので、許可相当かと思っておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、3番について報告いたします。

申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所はヤマト運輸笠間平町営業所、南側50メートルの辺りであります。現在、申請地を借り受けて牧草であるトウモロコシを作っておりますが、譲渡人より、この先自分では管理ができないので買ってほしいという話があり、自宅前であり便利であるため、申請をしたとのことであります。酪農をしており、機械等も完備されております。引き続き牧草畑として利用するため、耕作を目的としております。許可相当であると思っておりますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、議席番号2番、9番委員より調査報告をお願いします。9番。

○9番（國谷博隆君） 4番につきまして、調査の結果を報告します。

1月26日午前10時30分より、指名調査委員2名と代理人、受人立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地等は議案書のとおりです。

申請場所は、国道50号線の上市原の信号から300メートルぐらい友部方面に行って、さらに右側に、笠間馬廻方面に1キロメートルぐらい行ったところの右側の畑です。

渡人は、千葉県柏市に定住しており、高齢となったため農業ができないということなので、親族である受人へ無償で贈与をするという内容です。受人は、農業経験は少ないのですけれども、両親が栗を作っていたこともあり、その畑には栗を植えるそうでございます。書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5について、議席番号6番、12番委員より調査報告をお願いします。

12番。

○12番（長谷川 隆君） 番号5について、調査結果を報告します。

1月23日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請人、申請地は議案書のとおりであります。

申請地は、岩間市役所から北に約500メートルのところでは。

譲受人の申請事由は、申請地を取得し、水稻栽培を行いたいということです。譲渡人の申請事由は、要望に応じることでした。

農機具について、トラクター、軽自動車を保有しています。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6について、議席番号14番、15番委員より調査報告をお願いします。

15番。

○15番（込山祐一君） 申請番号6につきまして、調査結果を説明いたします。

1月24日9時30分より、指名調査委員2名と推進委員2名、譲受人と代理人の立会いの上、現地を調査してまいりました。

申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間支所から友部方面へ800メートルほど行ったところの西茨城自動車協業組合、民間車検場の十字路を右に200メートルほど入ると譲受人の牛舎があり、そこから南220メートルほど入った畑でありました。

譲受人の申請事由は、農業経営の拡大のためです。譲渡人の申請事由は、遠方に住んでおり、耕作が困難なため、要望に応じ譲り渡すということです。取得後の申請地の利用計

画は、飼料作物を作付する計画です。

権利関係は売買で、耕作を目的とした所有権の移転であります。

以上の調査の結果から、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7について、議席番号13番、15番委員より調査報告願います。

15番。

○15番（込山祐一君） 申請番号7につきまして、調査報告の前に暫時休憩を願います。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後1時48分休憩

午後2時01分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

15番。

○15番（込山祐一君） 申請番号7につきまして、調査の結果を説明させていただきます。

1月24日9時より、指名調査委員2名と推進委員2名、譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道茨城岩間線の第二小学校前の信号を岩間インター方面に900メートルほど行った右側の水田です。

譲受人の申請事由は、農業経営規模拡大のためです。譲渡人の申請事由は、農地中間管理機構の特別事業として譲り渡すとのことです。今回の取得により、効率的に耕作できるようになると思われます。

権利の関係ですが、売買で、耕作を目的とした所有権の移転であり、以上の調査から許可相当と考えられますので、御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の1から7につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第1号の番号7について審議いたします。審議が終了するまでの間、14番小沼 祐委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時03分休憩

午後2時03分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号の番号7について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号の番号7は原案どおり決定されました。

それでは、14番小沼 祐委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時04分休憩

午後2時04分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く6件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く6件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第1号の1件を除く6件について、原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。
18番。

○18番（田山悦子君） 番号1につきまして、調査の結果を御報告いたします。

1月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、大成学園ともべ保育園、旧ともべ保育所の駐車場の西側に隣接したところになります。

申請事由は、近隣事業所の業務用車両及び従業員が使用する貸駐車場として転用申請したいというものでございます。

隣接状況ですが、東側は保育園駐車場、西側、南側は道路、北側は現在休耕中の畑であり、何ら問題ないものと見てまいりました。

なお、本件につきましては、令和5年11月28日付で転用許可となった1758番のうちの残地で、転用許可を受けずに駐車場として利用していたもので、今回の申請に当たり是正したいとし、その旨の始末書が添付されております。

取水、排水計画はなく、雨水は敷地内処理をするとしております。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の1につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1から6について、議席番号5番、8番委員より調査報告をお願いします。

8番。

○8番（長谷川愛子君） 番号1から6番に対しまして報告をいたします。

初めに、番号1、1月24日9時から、指名調査委員で調査をしてまいりました。代理人の方は遠方のため、現地調査後に電話にて確認をいたしました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間駅から笠間高校前の通りを国道50号線方面に進み、左側にある薬局ウエルシア様の駐車場隣接地です。

転用目的は、店舗敷地拡張のためです。譲渡人は、利用の見込みがないため、要望に応じるとのこと。資金面から見ても実現性は認められます。

また、現場の地目は畑となっておりますが、とても狭く、使用には到底適してはいない。今回の申請内容は、今後の利便性を考えても、何ら問題がないと考えてまいりました。

そのほか、隣接地への影響は、東、南側は道路、西側、北側は宅地です。隣接地への農地の影響はございません。排水計画もなし。雨水は、店舗駐車場の隣接しております側溝へと排出予定となっております。

そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。

続いて、番号2につきまして報告いたします。

同日24日9時30分から、指名調査委員と調査をしてまいりました。代理人の方も遠方のため、現地調査後に電話にて確認をいたしました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおり。

場所は、国道50号線沿い才木交差点にあるセブンイレブン様、道路を挟んで反対側の一面となっております。

転用目的は、太陽光発電施設であり、境界杭の場所がピンクのリボンでしっかりと分かるようになっておりました。譲渡人は、活用できるならと決意したとお伺いいたしました。資金面から見ても実現性は認められます。

また、代理人の方より、設置後の除草作業等管理につきましては、水戸支店で行うと伺いました。維持管理の徹底を周知いただくようお願いいたしました。

東、北側は田んぼ、西側は畑、水路、南側は道路。隣接地への農地の影響はございません。排水計画はなし。雨水は区域内浸水。

そのほか関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、御審

議ください。

続いて、番号3番につきましての報告です。

同日24日9時45分から、指名調査委員と譲受人、代理人で調査をしてまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

笠間高校後ろの涸沼川沿いが現場となっております。目的は一時転用。河川改修工事の工事延期に伴い、資材置き場として再度の申請となっております。資金面から見ても実現性は認められます。

隣接地への農地の影響はございません。取水計画はなし。排水は自然浸透。雑排水の排出はございません。

関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議ください。

続きまして、4番につきましての御報告です。

同日24日10時から、調査委員と調査をしてまいりました。代理人は遠方のため、現地調査後に電話にて確認。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

国道50号線のレストランあぷりこっ様とすぐ近くとなっております。

転用目的は、太陽光発電施設。譲渡人は、利用見込みがないため、要望に応じること。資金面から見ても実現性は認められます。

また、こちらの案件は、番号2と同じ会社でございます。

隣接地への影響は、東側は雑種地、西側は宅地、南側が道路、北側は宅地、山林です。隣接地への農地への影響はございません。汚水、雑排水はございません。雨水は区域内浸水。

関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されます。御審議のほうお願いいたします。

続きまして、番号5番につきまして報告いたします。

同日24日10時15分から、指名調査委員と代理人で調査をしてまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間地区にあるカスミ様、ウエルシア薬局様のほぼ真後ろにある住宅の一面でございます。

目的は自己用住宅です。譲受人は、アパートが手狭なため、スーパー近くで利便性が良く、要望しております。譲渡人は、要望に応じること。資金面から見ても実現性は認められます。

隣接地への影響は、東、南側が宅地、西側が休耕地、北側が道路。隣接地への農地への影響はございません。取水は市道内水道本管より、汚水、雑排水は公共下水管へ放流。雨水は浸透枳を設け、宅地内浸透処理を計画しております。

また、関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議

のほうをお願いいたします。

最後になります。番号6につきまして報告いたします。

同日24日10時30分から、指名調査委員と代理人で調査をしてまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、イオン笠間店様すぐ近く、赤坂地区の分譲地の一画となっております。

目的は自己用住宅です。譲受人は、スーパーと公園が近くで、子育てがしやすい環境と判断し、要望。譲渡人は、要望に応じることです。資金面から見ても実現性は認められます。

隣接地への影響は、東、北側は宅地、南側は休耕地、西側は市道です。

隣接地への農地の影響はございません。取水は市道内水道本管より、汚水、雑排水は公共下水管へ放流、雨水は浸透枡を設け、宅地内浸水処理。

関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議をいただきますようお願いいたします。

以上、1から6につきまして報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7から11について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

2番。

○2番（高野尚夫君） 番号7から11について、調査の結果を報告いたします。

まず、番号7について、1月26日午前9時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道1号線旧箱田小学校の信号機より50メートルほど宇都宮方面に行った左側にありました。

申請事由は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請事由は、日陰もなく、太陽光パネルで効率よく発電できるということです。譲渡人は、今後、耕作等の予定がなく、太陽光で活用するということです。

隣接状況は、東側宅地、西側宅地、南側宅地、畑、北側が道路です。隣接地への影響はありません。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号8について、調査の結果を報告いたします。

同じく26日午前9時15分より、指名調査委員2名、代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間の指定文化財であります木村武山の大日堂の前にありました。

申請事由は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請事由は、日陰もなく、太陽光

パネルで効率よく発電できる点。譲渡人は、今後も耕作予定がなく、太陽光で活用したいということです。

隣接状況は、東側畑、西側宅地、雑種地、南側道路、宅地、北側田んぼです。隣接地への日照不足、耕作等への影響はありません。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

続きまして、番号9について、調査の結果を報告いたします。

同じく26日午前9時45分より、指名調査委員2名、代理人、地権者立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市消防本部より北へ300メートルほど行った右側にありました。

申請事由は、贈与による所有権の移転です。譲受人の申請事由は、実家が手狭なため、父より贈与を受けるということです。譲渡人は要望を受ける。

隣接状況は、東側、西側が道路でございます。南側と北側が宅地です。取水は市上水道、汚水、雑排水は合併浄化槽処理後、側溝に放流です。雨水は敷地内浸透処理です。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

続いて、番号10について調査の結果を報告いたします。

1月26日午前9時30分より、指名調査委員2名、代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号線寺崎西交差点を宇都宮方面へ1キロメートルほど行った右側の高台にありました。

申請事由は、売買による所有権の移転です。受人の申請事由は、日陰もなく、太陽光パネルで効率よく発電できる。渡人は、耕作予定もなく、太陽光で活用したいということです。

隣接状況は、東側道路、西側は畑、宅地、南側畑、北側畑です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。

関係書類も完備しており、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

最後に、番号11について調査の結果を報告いたします。

26日午前10時より、指名調査委員2名、代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道50号笠間自動車学校の信号機を城里町方面に向かい、200メートルほど行った右側にありました。

申請事由は、売買による所有権の移転です。受人の申請事由は、日陰もなく、太陽光パネルで効率よく発電できる。渡人の申請事由は、耕作する予定もなく、太陽光で活用した

い。

隣接状況は、東側田んぼ、西側道路、南側は田んぼ、北側は道路です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。

関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の12から14について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（入江保夫君） 申請12、13、14番号につきまして、御報告いたします。

最初に、申請番号12です。

1月23日、指名調査委員、推進委員、譲渡人、申請代理人と現地確認を行いました。申請場所及び譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。

権利移転は賃借権です。

申請事由は、借受人が製造業を行っており、製品の移動及び製品管理に便利な土地であることから、製材・製品倉庫としたい。貸人は、賃借人の要望に応じるということです。

現地場所は、稲田中学校北側の笠間新道を笠間方面に200メートル行った左側の畑です。現況は畑で、そばを栽培していました。

隣接状況は、東、南側が畑、西、北側が道路となっており、隣接地への日照等の影響はないと思われます。取水計画はなく、汚水、雑排水の発生がなく、雨水は敷地内自然浸透を行うということです。

以上が現地確認です。申請書類も完備されております。

続きまして、申請番号13につきまして、御報告いたします。

1月23日、指名調査委員、推進委員と代理申請人立会いの下、現地確認を行いました。申請場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

有償での所有権移転で、移転事由は太陽光発電の転用です。

申請事由は、譲受人は、太陽光発電を展開したいため。譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の要望に応じることです。

申請場所は、稲田中学校北側の笠間新道を笠間方面に300メートル行った右側の畑です。

隣接状況は、遊休地で、東側が宅地、畑、山林、西側が宅地、畑、南側が畑、北側が道路、隣接地への日照等の影響はないと見ました。取水計画がなく、汚水、雑排水の発生はありません。雨水は敷地内浸透処理とのことです。

以上が現地確認の結果で、関係書類も整っております。

最後に、申請番号14につきまして御報告します。

1月23日、指名調査委員と代理申請人立会いの下、現地確認を行いました。申請場所及

び賃借人、賃貸人は議案書のとおりです。

権利の移転事由は、地上権の設定です。申請事由は、賃借人は、再生可能エネルギー用地に向いており、日陰もなく、太陽光パネルで効率よく発電できるということです。賃貸人は、今後、農業をする後継者もなく耕作することがないことから、賃借人の要望に応じることです。

申請地は、旧国道50号線の福原郵便局から笠間方面へ約30メートル進んだ左側の遊休地です。隣接状況は、東が宅地、南側が道路、西側が太陽光発電施設、北側が宅地になっており、隣接地への日照、通風等は、特段問題はないと見ました。隣接地への地権者への説明は了済済みで、関係書類も完備されています。

以上3件につきまして、現地確認をした結果を御報告します。いずれも許可相当と判断しました。御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の15から17について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。
18番。

○18番（田山悦子君） 番号15につきまして、調査の結果を報告いたします。

1月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、大沢保育園の北側、直線距離で200メートルほどのところでございます。

譲受人の事由は、コストパフォーマンスの高い土地を購入し、当該地域の活性化を図るとともに、将来の安定的な収入を得るためとしております。譲渡人の事由は、耕作面積の縮小を図りたいとしております。権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側、西側が宅地で、北側は水路、南側は宅地、道路、休耕中の畑であり、何ら問題ないものと見てまいりました。取水は公共上水道。汚水、雑排水につきましては公共下水道を利用するとし、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。

このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 17番。

○17番（佐藤清章君） 残り番号16、17について、調査の結果を報告いたします。

まず、調査番号16について、調査の結果を報告いたします。

1月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部小学校西側のコンビニエンスストア、ミニストップ前交差点から南へ150

メートル、右折して120メートル先を今度は左折し、60メートル入った左側です。

譲受人の申請事由は、現在借家に住んでいるが、手狭になってきたため、自己用住宅を建築したいとしております。譲渡人は、要請により譲渡するとしております。

今回の申請地が駐車場として利用されていたため、始末書が提出されています。

隣接地状況は、東側が道路、西側が畑、南側が宅地、北側が渡人の畑となっています。畑の境界にはコンクリートブロック等を設置するとしております。隣接地への日照、通風等、影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、汚水、雑排水は公共下水道、雨水は浸透枡を設置し、敷地内浸透処理。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号17について、調査の結果を報告いたします。

同じく1月24日に、指名調査委員2名と譲受人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道平友部停車場線の平町にある、友部ファッションモール東側Y字路交差点より、友部小学校方面へ100メートル、右折して50メートル入った左側です。

譲受人の申請事由は、高齢化社会の進む中、介護の支援を要する高齢者のためのシェアハウスを建築したいとしております。譲渡人は、譲受人の要請に応じるとしております。権利関係は売買です。内容は、床面積362.05平米の木造2階建てとなっております。

隣接状況は、東側が水路、北側が宅地、南側が水路、西側が譲渡人の畑となっており、隣接農地への影響はありません。給水については公共水道、汚水、雑排水は公共下水道、雨水については敷地内浸透処理です。

このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の18、19について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

9番。

○9番（國谷博隆君） 18番につきまして説明いたします。

1月26日10時30分より、指名調査委員2名と調査をしてまいりました。代理人については、電話にて確認をいたしました。

場所は、県立中央病院の裏側のところでした。申請人、申請地、申請目的は、議案書のとおりです。

権利の移転の内容は使用貸借です。一時転用で、令和4年2月より3年間使用してまいりまして、今回、再度使用貸借をして、資材置き場として使用するという内容の申請でございます。

隣接地への日照、通風、耕作地の影響はありません。東側が水路、南側が道路、西側が道路、北側が宅地でございます。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、19番につきまして説明いたします。

同じ日の11時より、指名調査委員2名と代理人、受人の立会いの下、現地調査をしました。申請人、申請地、申請目的は、議案書のとおりです。権利関係は贈与です。

申請場所は、小原神社十字路を友部方面へ100メートルぐらい行った右側の十字路に入って50メートルぐらいの右側の宅地の後ろ側の細い農地でした。敷地拡張のために贈与を受けるということです。

隣接地への日照、通風等の影響はありません。東側が宅地、畑、西側が宅地、道路、畑、南側が宅地、北側が宅地です。取水、排水計画はありません。雨水は敷地内浸透です。

農地許可を受けずに、令和元年6月頃より、一部自宅の敷地として砂利を敷いて使っておりましたため、始末書が出ておりました。

書類等も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の20について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号20番について調査の結果を報告いたします。

1月24日、指名調査委員2名、代理人、譲渡人立ち会いのもと現地を調査してまいりました。申請人、申請目的等については議案書のとおりです。

申請場所は随分附新農村集落センターの西側20メートルほどのところにありました。

譲受人申請事由は、現在賃貸住宅に住んでいるが、これから老後のことを考え、自己用住宅を建築したいとのことです。譲渡人は要望に応えるとのことです。権利関係は売買による所有権移転となります。

隣接地の状況は、東側、西側、南側畑、北側道路です。日照、通風に関しては問題ないと見てまいりました。取水は市上水道、汚水、雑排水は合併浄化槽により敷地内浸透するとのことです。雨水についても敷地内浸透処理です。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の21について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

6番。

○6番（柳橋 泰君） 番号21について調査の結果を説明いたします。

1月23日、調査委員2名により、代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、下郷の国道355号線岩間バイパス地点手前の丁字路を採石場方面に1.2キロメートルほど進み、左側に少し入ったところです。

譲受人の申請事由は、採石製造販売業を営んでおりますが、事業の拡大に伴い、現在の採石等の貯石場が手狭になり、貯石場の拡張が必要となり用地を求めていたところ、既存の資材置き場に隣接する土地を取得することができることになり、拡張整備を図るというものです。譲渡の申請事由は、資材置き場用地拡張に最適な土地として強く要望されたため、応じるというものです。

東側と西側は雑種地、南側は畑、北側は雑種地で、日照、通風等、周囲への影響はないものと見てまいりました。資金計画は自己資金によるものです。取水、排水計画はありません。雨水は敷地内自然浸透です。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の22、23について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

3番。

○3番（青木勝照君） まず、調査番号22番について、調査結果を報告いたします。

1月24日、指名調査委員と譲受人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、ひので酪農業協同組合の岩間事業所の丁字路を西に向かい、100メートルぐらい行った右側の土地です。

譲受人の申請理由は、自己住宅建設です。譲渡人は、相手の要望に応じることです。

取水は市の水道を使用し、雑排水は合併浄化槽を使用します。雨水は敷地内浸透処理です。隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

なお、隣接地からの土砂や雨水の流入を防ぐため、ブロックなどで対策するよう指導しました。

権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、申請番号23番について、調査結果を報告いたします。

1月24日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の代理人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、岩間支所から岩間中学校入り口の先の信号機を左に曲がり、200メートルぐらい行った十字路を左に曲がり、50メートルぐらい行った左側の土地です。

譲受人の申請事由は、自己住宅建設です。譲渡人は、相手の要望に応じることです。

取水は上水道を使用し、雑排水は公共下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理です。隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

なお、北側の農地への雨水の流入について留意するよう、施工業者である代理人に指導しました。

権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいまようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の22につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の1、6、16、17及び23につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

番号の14につきましては、福原駅から300メートル以内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

6番。

○6番（柳橋 泰君） 確認というか質問したいのですが、番号の7と8の太陽光発電の案件なのですが、説明で、隣接状況の点なのですが、まず7番の太陽光発電では、北側道路なのだけでも、あとの三方が宅地ということでした。こういうところで太陽光やっちゃって大丈夫なのかなとちょっと心配な感じがしたのですが、特に隣接の同意が必要なくて、これはできるのだといえば、それまでなのでしょうけれども、これが1点です。

もう一点は、8番についての太陽光なのだけれども、説明だと、木村武山の文化財があるところの隣接地ということで、そういうところに太陽光というのは適切なのかなという感じがしました。その2点です。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時45分休憩

午後2時50分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） なければ、直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

暫時休憩といたします。

午後2時50分休憩

午後3時01分再開

○議長（永田良夫君） 休憩と解き、会議を再開いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、13ページから16ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権設定で、相対による利用権の設定が7件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が6件となります。合計12筆、1万9,058.26平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書13ページか

ら16ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地
利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、17ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が2件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が2件となります。合計3筆、8,953平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書17ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号（機構・受け手間契約）は原案どおり決定されました。

次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、18ページから19ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が3件となります。権利関係は、賃貸借件の設定が3件となります。合計3筆、6,785平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書18ページから19ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号（一括契約）について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号（一括契約）は原案どおり決定されました。

次の日程第8、議案第6号は、農政課職員が説明のために入場しますので、暫時休憩といたします。

午後3時08分休憩

午後 3 時 11 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

議案第 6 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定による
農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

○議長（永田良夫君） 日程第 8、議案第 6 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約についてを議題といたします。

番号の 1 について、農政課より説明願います。

○農政課係長（川上智昭君） 皆さん、お疲れさまです。農政課の川上です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更申請の案件について、御説明させていただきます。

今回は、除外 1 件の案件となります。

案件 1 の資料に沿って御説明しますので、お手元の資料のほうを御覧ください。

まず、変更申請書より御説明いたします。

1 ページ目、こちらの申請は農業振興地域からの除外案件になります。事業計画者及び土地所有者は、申請書の記載のとおりとなります。事業計画者と土地所有者の関係は親子となります。

事業計画地は、記載のとおり 1 筆。登記地目は田。面積は 499 平米となります。

利用目的は自己用住宅になります。

事業計画者は、現在、古河市の貸家に住んでおります。まだ子供はおりませんが、将来家族が増えることも考慮した結果、必要であるとのことから、本申請地に自己用住宅を新築するものであります。

土地の選定理由は、事業計画者において土地を所有しておらず、妻の実家が所有する土地を検討し、農用地の利用状況や周辺の農地への影響などを考慮した結果、本事業に適した当申請地を選定しました。

続いて、事業内容に関して、関連資料を用いて御説明いたします。

2 ページ目にお進みください。

2 ページ目が位置図となります。計画地は、市道（笠）0114 号線と国道 50 号線との交差点に設置されている赤の鳥居から、笠間市シルバー人材センター、旧笠間市役所跡地方面へ 100 メートルほど進んだ位置となります。

次、3 ページ御覧ください。こちら、少しアップした図面になります。

続きまして、4 ページ、土地利用計画図になります。

続いて、5 ページ、6 ページが申請地及び隣接地の構図と、隣接地の状況を記載した構

図の写しの事業計画図になります。

続きまして、7ページです。

当該農地は、もともと三角形の農地を分筆しております。その際の地積の測量図になります。

続きまして、8ページ、9ページが事業計画図ということで、平面図と立面図になります。

続きまして、10ページが申請地の登記簿になります。

続きまして、11ページ、12ページが隣接の筆の所有者からの同意書になります。

続きまして、13ページが代替地の検討の確認書になります。

14ページ以降から19ページが、代替確認の関連書類になります。土地の選定は、先ほど御説明したとおり、今回、事業計画者のほうでは土地を所有しておらず、妻の実家が所有する土地で検討して、今回の事業を申請しております。

次が20ページ、委任状になります。

続いて、21ページから農振農用地区域、現地確認の写真になります。御覧いただければと思います。21ページから25ページになります。

今回の事業計画地については、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、今回の除外については、申請地はほかに代替すべき土地がないこと、地域計画内で担い手が特定されておらず、また、確保も見込まれていないことから、地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、農振農用地の縁辺部にあるため、変更後の農用地区域の連担性が保たれること、農地の集団性が損なわれるおそれがないことから、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないこと、申請地は土地改良事業区域外であること、以上のことから農振除外の要件を満たしていることを確認しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号1について、議席番号5番、8番委員より調査報告をお願いします。

8番。

○8番（長谷川愛子君） 報告いたします。

24日10時45分より、指名調査委員と土地所有者、申請人と現場を確認してまいりました。

場所は、先ほども御説明があったように、石井地区にある鳥居のすぐ近くでございます。現地に自己用住宅を希望しております。道路沿いで生活がとてもしやすい環境であると感じております。

また、御説明がありましたよう、縁辺部であるため、除外は致し方ないのかなと指名調査委員2人は見てまいりましたので、引き続き御審議のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの説明及び報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について、番号1については、農用地区域から除外することがやむを得ないということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、番号の1は農用地区域から除外することにやむを得ないということで決定されました。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る当農業委員会の意見について、事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田耕一君） 農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての回答をいたします。

令和7年1月10日付笠農政第760－1号で意見を求められた農業振興地域整備計画の変更について、当農業委員会の意見を御説明申し上げます。

番号1について読み上げます。

当委員会の意見としまして、申請地は第一種と判断され、転用は原則不可であるが、農地法施行規則第33条第4項の規定により、利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選択し申請することがやむを得ないとともに、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

以上の内容で、当委員会の意見として農政課へ回答したいと考えます。

説明については以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、事務局説明のとおり、ただいま意見があったとおり、農政課へ意見書を提出します。

ここで農政課職員が退場しますので、暫時休憩といたします。

午後3時21分休憩

午後3時46分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き会議を再開します。

議案第7号 令和7年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第7号 令和7年度笠間市農作業受委託等標準額（案）についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第7号 令和7年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について御説明いたします。

本日午後12時30分から、運営委員会を開催いたしました。県の最低賃金、近隣市町の状況、燃料、電気料金の高騰などを中心に御審議いただきました。その結果、昨年から変更になったところは、人力作業の場合の三つの作業について、茨城県の最低賃金1,005円から算出して、400円の値上げといたしました。

燃料、電気料金等の高騰対策につきましては、免税軽油利用者とそうでない方、大型機械の作業等により一律に上乘せできないことなどを考慮して、当事者間での話し合いにより決定していただくという話となりました。

それから、圃場への移動距離や、ローダーを使って移動するというような方も最近は多くなっているということで、そこの部分について、転嫁することはできないかというような協議もしたのですが、そこを機械作業の場合のところにうまく乗せることが今回はできませんでした。

なので、上のこの額は参考額ですというところの圃場条件や燃料、電気代及び圃場までの距離等によりということで、そこに一文を追加させていただいて、相対で協議していただく。ローダー出すのであれば、プラス何千円掛かるということも含めて、お話し合いをしていただくということではどうかと、運営委員会のほうでは話になりました。

運営委員会の結果は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） ないようですので、直ちにお諮りいたします。

議案第7号 令和7年度笠間市農作業受委託等標準額（案）について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第10、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に

ついて、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 暫時休憩でお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩。

午後 3 時 5 1 分休憩

午後 3 時 5 2 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知について、御報告いたします。

議案書につきましては、22ページから26ページになります。

番号 1 は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。26ページになります。番号 2 は、耕作者が当該農地の耕作をやめるため、合意を解約するものです。番号 3 は、所有者が当該農地を一部売買及び自作するため、合意を解約するものです。

報告については以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第 1 号 農地法第18条第 6 項の規定による通知についてを終わります。

報告第 2 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第11、報告第 2 号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の 1 について、議席番号 6 番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（長谷川 隆君） 1月23日、指名調査委員 2 名、立会人と現地調査を行いました。

申請地は、岩間支所から北に約500メートルの場所です。

本件は、事業完了届ということで、田畑転換を行ったことを確認してまいりました。

御審議くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第 2 号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で、提出議案の審議は全て終了いたしました。
これにて、令和7年第1回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後3時53分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

17番 委 員

18番 委 員